

**一般社団法人岩手ふれあいチャグファームが農地を借り受ける場合の
貸借の基本的ルール(R6.11.13)**

	内容
賃借料	① 下記の農地ランク表を参考として所有者と法人の協議により定める。 ② 賃借料は農地バンクを経由し支払う。
水代	原則、所有者負担とする。
畦畔の草刈	下記の農地ランク表を参考とする。

農地ランク表

◎このルールは実績や情勢を踏まえて毎年見直しを行う。

	農地の状況	賃借料の 目安(10a)	
			法人で草刈を する場合※
A	・持続作付けしていた農地で草刈りは所有者が実施する	6,000 円	2,000 円
B	・耕作できる状況まで復旧に時間・費用を要する農地	0 円	所有者と協議する
C	・著しく荒廃地、法面の多い農地	所有者と整備費等を協議する	

※10a 畦畔 1 回あたり 1,000 円 年 4 回実施を基本とする。

【お願い】

持続作付けしていたとされる農地であっても、現地の状況を法人が確認できない場合は、農地ランクをBとさせていただきますことを予めご了承願います。